

千葉県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成30年3月20日

千葉県監査委員	清	水	謙	司
同		宮	原	清
同		川	合	隆
同		宇留間		又衛門

29千総総第1005号

平成30年3月12日

千葉市監査委員 清水 謙 司 様  
同 宮 原 清 貴 様  
同 川 合 隆 史 様  
同 宇留間 又衛門 様

千葉市長 熊 谷 俊 人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成28年度監査報告第9号及び第11号、平成29年度監査報告第7号及び第8号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 公の施設の指定管理者</p> <p>ア Fun Space・オーチャー共同事業体</p> <p>(ウ) 個別修繕の通知等の手続を適正に行うべきもの</p> <p>千葉市長沼原・幕張勤労市民プラザの管理に関する基本協定書第 35 条第 2 項によると、指定管理者は、維持管理計画に記載されていない管理施設の修繕で費用の支出が見込まれるものを実施する必要がある場合は、その旨を速やかに市に通知するとともに、当該通知をした日から 10 日以内に、個別修繕計画書に当該修繕に関する見積書を添えて市に提出して、当該修繕の実施について市と協議し、その承認を得たものについての個別修繕を実施するものとするとしている。また、同条第 3 項によると、指定管理者は、個別修繕の結果について、当該修繕を完了した日から 10 日以内に、個別修繕実施報告書を市に提出して報告するものとするとしている。</p> <p>しかしながら、長沼原・幕張勤労市民プラザの管理業務については、個別修繕が実施されていたにもかかわらず、通知等の事前手続が書面により行われていなかった。また、個別修繕実施報告が期間内に行われていなかった。</p> <p>指定管理者は、基本協定書に基づき個別修繕の通知等の手続を適正に行われたい。</p>	<p>個別修繕の通知等の手続については、経済企画課長から Fun Space・オーチャー共同事業体に対し、千葉市長沼原・幕張勤労市民プラザの管理に関する基本協定書に基づき適正に行うよう指導した。</p> <p>これを受け、同共同事業体は、平成 29 年 11 月から個別修繕の手続を適正に行っている。</p>